

# 平成30年度第2回南関町農業委員会会議録

平成30年5月10日(木)  
午前9時30分開会  
南関町役場第一会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
  - 4番 矢野房幸君
  - 6番 山本精武君
5. 議 事
  - 第4号議案 南関町農業振興地域整備計画の全体見直しに伴う農振農用地利用計画変更に係る意見について
  - 第5号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第6号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第8号議案 非農地化について
  - 第9号議案 農作業標準労働賃金について
6. その他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 栢村 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(3名)

事務局長 東田 彰夫 君

書記 上田 賢 君

書記 美奈川 徹 君

平成30年度第2回南関町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成30年度の第2回農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（東田 彰夫君） 本日は、委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を6番、山本委員さん、よろしくをお願いします。

○6番（山本 精武君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。  
それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 改めてまして、おはようございます。

ちょっと、昨日まで風邪ひいておりまして、声がおかしかけていますがよろしくお話しときます。いよいよですね、忙しくなりました、もう早い方で種まき、そろそろ稲床の準備等ですね、お忙しい中と思います。今日はよろしくお話しします。

先日ですね、局長さんと事務局の総会、また研修会がございまして、ちょうど南関だったのですね、参加させていただきました。その中でですね、やはりどこも空き家対策ということでですね、空き家には、ほとんどの農家の空き家は畑が繋ぎなっている状態でございますね、その辺がなかなかクリアできないとできないということですね、早いところは1アールでございますね、強化されているようなところもございました。そういうことですね、今後ともですね、南関町としてもいよいよ、空き家も増えてまいりますので、そのあたりもですね、検討していかなくちゃなろうかと思っております。それからですね、局長も兼任でございましたが、今度からですね、ここに来ております美奈川君がですね、事務局の兼任ということでまいりましたのですね、ご紹介したいと思っております。よろしくお話しします。

○事務局（美奈川 徹君） 5月1日より農業委員会の辞令をいただき、農業委員会の

職員として務めさせていただきます、美奈川と申します。よろしくお願いいたします。  
精一杯やっていきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長（東田 彰夫君） はい、会長、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、杢村会長をお願いいたします。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（杢村 公正君） それでは、議事に入ります。

まず、議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名人として、4番、矢野委員、6番、山本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（杢村 公正君） それでは、審議に入りたいと思います。

第4号議案、「南関町農業振興整備計画の全体見直しに伴う農振農用地利用計画変更に係る意見について」を議題といたします。

本案件の説明に関連し、経済課農政係より2名の参加していただいております。説明をよろしくお願いいたします。

○経済課（中嶋 修君） おはようございます。南関町の経済課農政係に4月からまいりまして、担当することになりました。よろしくお願いいたします。本日は、私、中嶋と島田でご説明に上がっておりますので、よろしくお願いいたします。

農業委員会様におかれましては、日頃から町の農業行政の重要な役割を担っていただいております。感謝申し上げます。

本日ですね、平成28年度から今年度にかけて、農業振興地域整備計画の全体見直しという形で実施しております。今年度、この計画書をまとめ上げていきたいというふうに考えておるところでございます。その分で、今回、農用地として残す部分、すと、農振地の除外する部分という形で、色分け、青と赤という形でですね、色分けさせていただいて、その分についてご意見をお聞きしたいというふうに考えておるところでございます。で、この全体見直しに行くこと自体ですね、今後10年以上にわたりまして、農業上の利用、確保すべき土地を設定するという形で、今回の見直しのほう行っておるところでございます。この依頼内容につきましては、

農振法の施行規則の第3条の3で、及び農振制度のガイドラインでですね、見直し、計画の見直しをする際におきましては、農業委員会からのご意見をお聞きするという事にされておりますので、今回、議題としてご提示させていただいておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

で、今青で示されてるところ、それぞれお配りしておりますけども、図面のほうに、地図のほうでですね、青に示されてるところが農振農用地という形で今後ですね、残していく土地になろうかと思ひます。で、赤の部分につきましては、除外をして、今後農振地から外すという形にしておるところでございます。この分については、現地のほう、全部見て回りまして、耕作が困難なところとか、もう荒れてしまつてから耕作に適しないところ、苦勞するような形でですね、農地として難しいというところについて、この赤で外しておるところでございます。その分について、各校区に分けてお渡ししておりますので、その分でご意見、拝聴できればと思ひておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松村 公正君） それでは、第4号議案、「南関町農業振興地域整備計画の全体見直しに伴う農振農用地利用計画変更に係る意見について」経済課からの説明が終わり、また、図面も見ていただきました。

本件につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第4号議案について、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第4号議案は、原案のとおり承認されました。

○経済課（中嶋 修君） ありがとうございます。

○議長（松村 公正君） どうも。経済課の職員は公務がございますので、これで退席いたします。どうもお世話になりました。

-----○-----

○議長（松村 公正君） それでは、審議に入りたいと思ひます。

続きまして、第5号議案、「農地法3条1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願ひいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第5号議案、農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年4月10日、申請番号9号、譲渡人、譲受人、土地の

所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

2番、受付日、平成30年4月12日、申請番号15号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、交換による所有権移転となります。なお、交換の先は後ほどご説明申し上げる、第7号議案の農地法の5条のところで出てまいります。

3番と4番は、同一の申請となります。受付日、平成30年4月24日、申請番号24号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

5番と6番は、同一の申請となります。受付日、平成30年4月24日、申請番号23号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

次に、農地法3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定の申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年4月24日、申請番号25号、貸人、借り人、土地の所在等は記載のとおり、貸借期間は10年です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。第5号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく、所有権移転許可申請6件でございます。使用貸借権設定1件申請でございます。

ただいまの説明に関連して、現地調査に出向されました委員さんよりの補足説明をお願いいたします。

まず、8番、田崎委員。

○8番（**田崎 芳憲君**） 1日の日にですね、事務局と地元推進員さんと3名で、現地を確認しに行っていました。場所はですね、肥猪の〇〇〇ですね、の手前50mぐらいのところですね。現地はですね、栗を植えてありまして、きれいに手入れされております。それを買われるということで、買う方は、図面で見るとまだ家建ってませんけれども、ここに自宅をつくっております。その前になります。栗山、栗園としてきれいに整備されておりますので、何ら問題ないと思います。

○議長（**松村 公正君**） 続きまして、私が説明いたします。

〇〇〇のですね、〇〇〇の前でございまして、道路拡張に伴いまして交換ということでございましてですね。まず、この方、後でも出てきますが、13平米ということでわずかなことでございます。まあ、何も無いかと思います。よろしくお願ひしときます。

続きまして、1番、松本委員、お願いいたします。

○1番（**松本 泰典君**） はい。1番の松本です。

3番と4番、写真見てもらうとわかると思いますけど、農作業小屋がございまして、その横と上になります。で、この農作業小屋もなんか買われたちゅうことでございまして、小屋の上は栗山です。それと、横は野菜と栗山になっと思ったと思います。3番、4番は問題ないと思います。

5番と6番、これは〇〇〇の老人ホームの〇〇〇の駐車場の真横です。この家を借地として借られるちゅうことで、その隣接する畑があると思いますけど、これも一緒に借地として借られるちゅうことでございまして。これも現在は、栗が何本か植わってるような状態でございまして。

それと、農用地の使用貸借権の1番です。これは、〇〇〇じゃなくて、〇〇〇の裏になります。現在、野菜をきれいに作ってあったと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。事務局、委員さんよりの説明が終わりました。

何かご意見、ございませんでしょうか。ございませんか。

（なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございまして、採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。異議なしと認め、第5号議案は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第6号議案、7号議案は関連いたしますので、一緒に採決したいと思ひます。

第6号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、及び第7号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」でございまして。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、事務局よりご説明申し上げます。

まず、第6号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年4月12日、申請番号16号、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、農家住宅の拡張です。

続けて、第7号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年4月12日、申請番号17号、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、農家住宅の拡張です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） ただいまの件について説明いたします。

先日ですね、現地調査に出向いた際に、本人さんとですね、面会いたしました。大体20年くらい前にですね、家を建てられた、親父から譲っていただいて、家を建てられた。そのときにですね、既にもう転用許可も出してあったと思います。ということでございましたらですね、今回その道路拡張問題に対してですね、道路拡張に関連して調べたところが、結局は転用ができてないところの土地だった。ちゅうことでございます。

次のこともですね、これに関連しまして、これは隣同士でございましてですね、そこも拡張したいのでですね、よろしくお願ひしますということでございましたのでですね、現在も建っておられることでもございまして、何にもですね、その農家に、農地に迷惑かけるようなところではないと思いますのでですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局、委員の説明が終わりました。何か、説明ございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第6号議案、及び7号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。異議なしと認め、第6号議案、第7号議案は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第8号議案、「非農地化について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第8号議案、非農地化についてでございます。資料はですね、今さっきお配りした、こちらの資料をご覧ください。

提案理由は、耕作地に係る農地法第2条第2項の農地に該当するか否かの判断基準に基づき、判断したいので、今回の審査を求めるものであります。なお、今回の審査の結果、非農地に該当すると判断した場合は、その所有者に対し、非農地通知書を、県、法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧表を送付するものであります。

今回、提出いたしますのは、別添資料で提出している4筆でございます。

内容を説明いたします。一覧表をご覧ください。細永地区の4筆、685平米でございます。調査の結果は一覧表に記載しております。現況といたしましては、竹、



雑木等が確認できたところでは、非農地化の証明基準としては、耕作されていない状況が続いたことにより、森林、原野化し、農地への復元が不可能な土地、4筆でした。調査の結果、農地に該当しないとすることが適当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。ただいま、事務局の説明が終わりました。

何か、ご質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第8号議案について、非農地化に判断することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） 異議なしと認め、第8号議案は、非農地化に判断することに意見決定いたします。

続きまして、第9号議案、「農地、農作業標準労働賃金について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、事務局よりご説明を申し上げます。

第9号議案、農作業標準労働賃金についてご説明いたします。別紙の農作業標準労働賃金の一覧表をご覧ください。

昨年度からの変更点をご説明いたします。一般農作業として、最低労働賃金が715円から737円に、平成29年10月1日から変更になったことにより、5,720円に変更しております。

次に、肥料散布と肥料・農薬散布について、それぞれ備考欄のところにですね、肥料、農薬等を委託者が準備する旨、追加しております。

次に、乾燥と粃すりを60kg表記であったものを30kg表記に変更しております。また、単価を、掛け干しの乾燥を250円から300円に、粃すりの単価を300円から350円に変更してあります。変更点については以上となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございます。

第9号議案は、農作業の標準労働賃金についてでございます。事務局よりの説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。ございませんか。

大体、このあたり、このくらいでいきよつとですかね。

（なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第9号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございます。異議なしと認め、第9号議案は、原案のとおり承認されました。

-----○-----

## 6. その他

○議長(松村 公正君) その他についてでございます。事務局よりございませんか。

○事務局(上田 賢君) はい、今回は特にございません。

○議長(松村 公正君) 皆さん、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。何でもよりますが。

(なしの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございますので、お諮りいたします。本日の事件、決議事件の字句の整理について、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(はいの声)

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、処理することいたしました。

皆様の慎重審議、ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。どうもお世話になりました。

-----○-----

## 7. 閉 会

○事務局長(東田 彰夫君) 閉会を副会長にお願いいたします。

○副会長(竹島 久利君) 起立。これをもちまして第2回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午前9時58分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人